

西東京教区規則

第 1 章 総 則

第 1 条 本教区を、日本基督教団西東京教区と称し、その範囲は東京都の中野区（江原町 3 丁目を除く）、杉並区、市部および西多摩郡とする。

第 2 章 教 区 総 会

（議員および准議員）

第 2 条 ①教区総会は、次に掲げる議員をもって構成する。

- (1) 教区内における教会および伝道所の主任担任教師またはその代務者。ただし、現住陪餐会員 200 名を有する教会では、担任教師 1 名を加え、さらに現住陪餐会員 200 名を増すごとに 1 名を加えることができる。
- (2) 教区内における正教師たる巡回教師および正教師たる教務教師の互選による者、総数の 3 分の 1。
- (3) 教区内における正教師たる神学教師、各神学校の専任者の互選による者、総数の 2 分の 1。
- (4) 教区内における教会の役員たる信徒、各教会につき 1 名。ただし、現住陪餐会員 200 名を有する教会では 2 名とし、さらに現住陪餐会員 200 名を増すごとに 1 名を増すことができる。
- (5) 教師または信徒で常置委員会の議決を経て教区総会議長の推薦した者。ただしその数は、推薦議員以外の総数の 100 分の 8 を超えてはならない。

②前項第 2 号、3 号および第 5 号の議員の任期は、2 年とする。ただし再選を妨げない。

③第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号の議員および第 5 号の議員で教師である者は、本教区の教師名簿に登録された者でなければならない。

第 3 条 ①前条第 1 項第 2 号、第 3 号および第 5 号の議員の任期は、選任された年の定期総会の日からはじまるものとする。

②補欠による議員の任期は、前任者の残留期間とする。

第 4 条 ①次に掲げる者は、准議員として教区総会に出席し発言することができる。ただし、評決に加わることはできない。

- (1) 正教師で議員でない者
- (2) 補教師で議員でない者

- (3) 前期総会の各種委員長であつて議員でない者
- (4) 教区総会において推薦する者
- (5) キリスト教教育主事

②前項第1号、第2号の准議員は、本教区の教師名簿に登録された現任の教師でなければならない。

第5条 前条第1項第3号および第4号の准議員の任期は、その総会の開催中のみとする。

(総会議長、副議長、および書記)

第6条 ①教区総会に、議長、副議長および書記各1名を置く。

②議長および副議長は正教師の議員の中から、書記は議員の中から、定期総会において選挙する。

第7条 ①議長および副議長の選挙は、投票によって行なう。

②投票は1人1票無記名とする。

第8条 ①議長および副議長は、有効総数の過半数を得た者をもって当選者とする。

②前項の規定による当選者を得ることができないときには、再投票を行ない、なお当選者を得ることができないときは、高点者2名について決戦投票を行ない、得票同数のときは、抽選をもって当選者を決定する。

第9条 ①議長、副議長および書記の任期は2年とする。ただし再選をさまたげない。

②議長、副議長および書記は、その任期終了後でも、後任者の就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

第10条 ①議長が死亡その他の事由で欠けたときは、副議長が議長となり、副議長が死亡その他の事由で欠けたときは、常置委員会において選挙する。

②議長、および副議長がともに欠けたときは、臨時教区総会において選挙する。ただし、やむを得ない事由で総会を開くことができないと常置委員会が認めたときは、常置委員会において選挙することができる。

第11条 議長および副議長がともに事故あるときは、書記が議長の職務を行ない仮議長を定める。

第12条 議長は議場の秩序を維持し、議事を整理し、教区総会を代表する。

第13条 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その任務を代行する。

第14条 書記は議長の命を受け、会議の事務および議事の記録にあたる。

(招 集)

第15条 ①教区総会は、定期総会および臨時総会とする。

②教区総会は、教区総会議長が招集する。

③定期総会は、毎年5月に開く。

④臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開く。

- (1) 議長において臨時緊急の必要があると認めたとき
- (2) 議員 5 分の 1 以上の要求があったとき
- (3) 常置委員半数以上の要求があったとき

第16条 教区総会は、緊急の場合のほか、開会14日以前に、開会の日時、場所および会期を定め、議案を付して招集するものとする。

(議 事)

第17条 教区総会は、議員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

第18条 教区総会において処理すべき事項は、次のとおりである。ただし、第 1 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第10号および第13号は、教区総会閉会中、その処理を常置委員会に委任する。

- (1) 教区の教勢および教務に関する事項
- (2) 歳入歳出予算、決算および財務に関する事項
- (3) 教師の按手礼および准允に関する事項
- (4) 牧師、伝道師の就任、退任、その他教師の異動に関する事項
- (5) 教会および伝道所の設立、開設、合併、加入、または解散、廃止、および教会種別の変更に関する事項
- (6) 教会および伝道所の連絡および指導に関する事項
- (7) 伝道、公益事業の振興に関する事項
- (8) 教会記録の審査に関する事項
- (9) 教団総会議員の選挙に関する事項
- (10) 訴願に関する事項
- (11) 教区規則の変更に関する事項
- (12) 各部、各委員会委員、常設委員、特設委員および会計監査委員の選挙に関する事項
- (13) 前号各委員会の報告承認に関する事項
- (14) 教会および伝道所の負担金の割当に関する事項
- (15) その他教区における重要な事項

第19条 教区総会は、前条但し書きのほか、その権限の一部を常置委員会に委任することができる。

第20条 ①議事は、別段の定めがなければ、出席議員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

②総会議事に関しては、教団議事規則を準用するものとする。

第21条 ①議案を提出できる者および条件は、次のとおりとする。

(1) 常置委員会

(2) 議員。ただし、議員10名以上の賛成者の連署を要する。経費を要する議案はこれに必要な収支予算案を添えなければならない。

②議案は、総会開会20日以前に教区事務所に到達するように提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないものは、この限りではない。

第22条 教師または信徒は、議員5名以上の同意を得て、教区総会に建議または訴願をすることができる。

(特別委員および常任委員)

第23条 ①教区総会は開会中下記の特別委員を置く。

- (1) 議事運営委員 5名
- (2) 報告審査委員 5名
- (3) 財務審査委員 5名
- (4) 建議請願審査委員 5名
- (5) 教会記録審査委員 5名

②教区総会は、必要あるときは、前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名をおくことができる。

第24条 教区総会は、その閉会中の事務を行なうため、会計監査委員3名を置く。

第25条 ①会計監査委員は、歳入歳出 決算その他会計上の監査をするものとする。

②監査の結果は、意見書を付して、教区総会に報告しなければならない。

第26条 特別委員および会計監査委員は、議員の互選による。

第27条 ①特別委員および会計監査委員は、それぞれ委員会を組織する。

②特別委員会および会計監査委員会に、それぞれ委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

③委員長は、委員会の議長となり、議事を整理し、委員会を代表する。

第 3 章 常 置 委 員 会

第28条 ①教区は常置委員会を置く。

②常置委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教区総会議長、副議長および書記
- (2) 教区総会議員の互選による者12名（教師6名、信徒6名）

第29条 常置委員の任期は2年とし、毎年半数を改選するものとする。

第30条 ①常置委員に欠員が生じたときは、教区総会において定められた補充員から、その

順序に従って補充する。

②補欠による常置委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第31条 常置委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 教区総会閉会中、総会に代わって処理すべき重要な事項
- (2) 教区総会の権限に属する事項で、その委任を受けた事項
- (3) 教区規則の変更、歳入歳出予算および決算その他、教区総会に提出すべき議案に関する事項
- (4) 教区総会が成立しないとき、または教区総会議長において教区総会を開くいとまがないと認めたとき、教区総会に付議すべき事項
- (5) 主事その他の職員の任用に関する事項
- (6) 各部、各委員会、常任委員会および特別委員会その他の報告連絡に関する事項
- (7) 広報、教区報に関する事項
- (8) その他教区における重要な事項

第32条 ①常置委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

②議事は、別段の定めがなければ出席者の過半数をもって決する。

第33条 常置委員会の処理次項は、次期教区総会に報告しなければならない。

第 4 章 部 および 常設委員会

第34条 本教区は次の部を置く。

- (1) 伝道部 (2) 教育部 (3) 社会部 (4) 教師部 (5) 財務部

第35条 各部の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 伝道部 開拓伝道、伝道の調査、企画と推進、および壮年、婦人、青年の各委員会の活動の推進、その他伝道に必要な事項
- (2) 教育部 信徒の研修および教会学校教師の養成、中高生の指導、幼稚園、保育園との連絡、キリスト教主義学校との連絡等に関する事項
- (3) 社会部 教会の社会的参与、社会福祉団体との協力および連絡、ならびに緊急援助活動に関する事項
- (4) 教師部 教師の研修及び互助等に関する事項
- (5) 財務部 負担金の割賦および徴収、予算決算の作成、教区の財産管理その他の財務、謝儀基準等に関する事項

第36条 ①各部、各委員会に委員長および委員若干名を置く。

②委員は、教区総会において選出する。

③委員長は、委員の互選によって定め、部を代表する。

④委員の任期は、選出された年の定期総会のときから2年とし、その任期満了後も総会に対し、担当事項に関して報告または説明する義務を負うものとする。

第37条 ①委員に欠員が生じたときは、常置委員会の義を経て補充する。

②補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第38条 第32条の規定は、各部、各委員会に準用する。

(常設委員会)

第39条 ①本教区に次の常設委員会を置く。

- (1) 教会互助委員会
- (2) 世界宣教協力委員会
- (3) 礼拝宣教研究委員会
- (4) 全体研修会委員会

②第1項各号の常設委員会のほか、必要に応じて、他の常設委員会を置くことができる。

③常設委員会の委員は、教区総会の議を経て選任する。

④第33条、第36条第3項、第4項、第37条および第38条の規定は、常設委員会に準用する。

第40条 各常設委員会は次の事項をつかさどる。

- (1) 教会互助委員会 教区伝道献金の推進と運用による、教会の互助と、会堂のための土地取得および会堂建築支援に関する事項
- (2) 世界宣教協力委員会 内外関係教会および派遣・受入宣教師との協力及び宣教師の派遣、受け入れ等に関する事項
- (3) 礼拝宣教研究委員会 礼拝と宣教の研究に関する事項
- (4) 全体研修会委員会 全体研修会に関する事項

第41条 ①各部、各委員会の代表1名および常置委員会の推薦する者若干名により、宣教委員会を組織し、教区副議長が委員長となる。

②宣教委員会は、教区宣教の推進のため、総合的企画と実施及び各部、各委員会間の調整にあたる。

(特設委員会)

第42条 ①教区は必要があるとき、教区総会の議決によって、特設委員会を置くことができる。

②第33条、第36条第3項、第37条、および第38条の規定は、特設委員会に準用する。

第5章 教区事務所

第43条 教区事務所は東京都杉並区高円寺南5丁目14番9に置く。

第44条 教区事務所は、教区総会議長の管理に属し、次の事項を処理する。

- (1) 教団事務局からの通達、および教団事務局に提出すべき書類に関する事項
- (2) 教会、伝道所の連絡に関する事項
- (3) 官庁、その他各種団体との連絡に関する事項
- (4) 統計、記録ならびに文書の保存に関する事項
- (5) 教区総会および常置委員会の所管事務に関する事項
- (6) 各部、各委員会および常設委員会等の所管事務に関する事項
- (7) 教団教規、教区規則その他の規則により処理すべき事項
- (8) 教師健康保険および厚生年金事務に関する事項
- (9) 金銭および物品の会計事務の処理に関する事項

第45条 ①教区事務所に主事、その他の職員を置く。

②主事その他の職員は、常置委員会の議決を経て、教区総会議長が任用する。

③主事その他の職員は、常置委員会、各部、各委員会および常設委員会の事務を処理する。

第 6 章 地 区

第46条 ①本教区に地区を置く。

②地区の数、区分、および地区の性格と運営に関しては別に定める。

第 7 章 財 務

第47条 教区の経費は、教会および伝道所の負担金、献金、教団交付金その他の収入をもってこれにあてる。

(負担金)

第48条 ①教会および伝道所の負担金は、教区総会の議決を経て定める。

②前条の負担金は、教会および伝道所の歳出経常費総額を基準とし、その他適当な方法によって定める。ただし、補助を受ける教会においては、補助金を控除した額による。

第49条 前条の負担金は月割りとし、教区事務所に納付するものとする。

第50条 天災その他のやむを得ない事故のため負担金を納付することができない教会また

は伝道所があるときは、その申請により常置委員会の議決を経て、その負担金の一部または全部を延納させまたは免除することができる。

第51条 天災その他のやむを得ない事由があるときは、その用途を明示し、教区総会または常置委員会の議決を経て、教会および伝道所に対し臨時に負担金を割当て、その納付を求めることができる。

(予算および決算)

第52条 ①予算は経常および臨時の2部に分け、各款項目に区分しなければならない。

②予算に定めた各款の金額は、款を超えて流用することができない。

③予算に定めた各項の金額は常置委員会の議を経てこれを流用することができる。

第53条 やむを得ない必要を生じたときは、常置委員会の議を経て、予算の追加または更正をすることができる。

第54条 特別の必要により2年以上継続すべき臨時の歳出があるときは、教区総会の議を経て、年限を定めて、継続費を設けることができる。

第55条 特別の必要があるときは、教区総会の議決を経て、特別費を設けることができる。

第56条 予算案は、教区総会に提出しなければならない。

第57条 教区総会において、予算が成立しないときは、前年度の予算を踏襲する。

第58条 決算は予算と同一の様式で作成し、会計監査委員の監査を経て、教区総会に提出しなければならない。

第59条 本教区の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

補 則

第60条 教区総会議長が承認すべき事項は、別段の定めがある場合を除き、すべて常置委員会の議を経なければならない。

第61条 教区総会議長の承認した事項は、すべて教団総会議長の同意を得なければならない。

第62条 ①本教区規則は、教区総会において、出席議員の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

②変更した規則は、教団総会議長の承認を得た日から施行するものとする。

第63条 ①本教区規則のうち、教団教規と同一な部分について、教規が変更された場合は、前条第1項の規定にかかわらず、常置委員会の議決を経て、教区総会議長は、本教区規則に同じ変更を加えることができる。

②前項の変更に際し、本規則の他の部分に、変更を加える必要がある場合は、緊急やむを得ないときに限って、常置委員会において定足数の3分の2以上の賛成により、

教区総会議長は変更を加えることができる。

③前2項の規定による変更を加えたとき、教区総会議長は、次の教区総会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

第64条 本規則に特別に定めのないものについては、日本基督教団教規の関係条項を準用することができる。

附 則

第65条 本教区規則は教区総会において決議し、教団総会議長の承認を得た日から実施する。